

大串ひろやす通信

調査なくして発言無しとは
公明党の伝統です！調査をもとに質問し提案したことを
定例会ごと「通信」として発行しています。ご意見、ご感想をお待ちしています！

ページ	コーナー	内容
1	トップページ	新型コロナから区民の命と生活を守る補正予算へ意見を述べて賛成！
2-3	一般質問	老朽化マンションの建替え促進へ区としての支援と関与の仕組みを！
4	ちょっと教えて	公明党議員団は百条調査の委任になぜ加わらなかったのか！
4	朗報	乳幼児のワクチン接種の費用全額補助が実現しました！
2-3	参考	① 住宅政策と都市計画との連携を！ ② マンションの建替え円滑化法とは

新型コロナから区民の命と生活を守る 補正予算へ意見を述べて賛成！

令和2年度 令和2年6月20日号 **ピックアップ** 区政研の代表誌 02064-2111

令和2年度 一般会計補正予算第2号
国民健康保険事業会計補正予算第1号 **合計 26億6,209万円**

第2波、第3波に向けた補正予算の主な事業 問合せ 財政課☎5211-4143

医療インフラを守る取り組み 6億5,594万円
 医療提供体制の確保・維持の安定およびPCR検査体制を確保
 健康危機管理対策
 区内の2つの災害拠点病院等に対して、医療提供体制を確保・維持するための経費を助成します。
 ※新型コロナウイルス感染症患者の受入、受け入れのための病室確保などの支援
 医師会・歯科医師会・薬剤師会に加入する区内の医療機関等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の脅威のもとでも、切れ目のない医療提供体制を維持するための経費を助成します。
 ※感染の多い対象とするPCR検査を迅速かつ行うため、区独自のPCR検査体制を整備します。

感染症対策に関する取り組み
 介護事業所運営助成 1億1,760万円
 ※新型コロナウイルス感染症発生時においても、要介護者等に必要不可欠な介護サービスを継続するため、介護サービス事業所等の運営経費を支援します。
 災害応急対策 6,869万円
 ※区民が避難所に避難する状況となる場合に備え、3つの密を回避する事業費として、防災時におけるホテル等の宿泊施設を確保します。
 出産・子育て支援 1,523万円
 ※出産に不安を感ずる方や不安を感じて出産を躊躇する方へ、50枚のマスクを配布します。
 ※保育所で実施している乳幼児健康診察が中止されている期間に、自費で検診を受診し、乳幼児健康診察を受けた場合の費用を全額補助します。

GIGAスクール構想の実現に向けた取り組み 7億7,420万円
 GIGAスクール構想の実現に向けた取り組みのための経費を確保
 ICT教育の推進
 学校行事
 ※新型コロナウイルス感染症対策による学校行事の開催を滞りなく、事前におけるオンライン授業を実施します。
 ※今年度中にタブレットの「一人1台確保」の目標を達成し、部GIGAスクール構想を区立学校において実現します。

中小企業等の経営支援に関する取り組み 2,510万円
 中小企業等への支援
 中小企業等経営支援
 ※業務改善助成金申請や、雇用・労務に関する相談・助言を行うため、専門的知識を有する社会保険労務士による相談窓口を設置します。
 職工融資事業 2,002万円
 ※職工融資に係る相談体制の強化のため、専門的知識を有する中小企業診断士による相談窓口を設置します。

私立保育所等運営補助 5,280万円
 地域型保育事業運営補助
 認証保育所等運営補助
 私立学童クラブ運営補助等
 ※育児・児童が安全に活動できるように、感染症対策を踏まえた保育施設・学童クラブ運営事業者に対する補助を拡大します。

区独自の支援策を行うための大事な補正予算である。総額約26億円の主な内容は左の表の通りだ。コロナの影響で職員も大変な中の予算編成であり、オンライン学習を始め私立保育所や介護事業者への補助、また区の応急資金貸付の対象に新型コロナにより生活に困っている区民も新たに対象として加えたことなどは評価できる。しかし、まだまだ不十分ではなかったか。生活をまた事業を何とか守ってもらいたいとの区民の切実な声に区は応えねばならないからだ。そこで、公明党議員団として「区独自の給付金や中小企業・事業主への家賃支援などを早急に検討することを強く求めて賛成」した。

住宅政策を供給一辺倒から マンション再生も柱に！



区内分譲マンションのマップを示しながら
6/8 本会議一般質問

参考①

住宅政策と都市計画の連携を！

区内には分譲マンションは490棟あり、内198棟は1年以前に建てられた旧耐震のマンションは138棟である。建替えたくても何らかの理由により建替えができないマンションもあり、マンションの建替え、再生は喫緊の課題となっている。元東京都の都市整備局担当部長の山口幹幸氏は述べている。「今後のマンション再生を促進するための基本的方向は、都心居住政策の住宅確保から再生へと整備方針等を修正したスキームを再構築し、これを推進する諸制度等を効果のあるものに改めるなど大胆な政策転換を図っていくことである。（中略）地域のまちづくりにおいては、土地の合理的利用を街区単位で考え、そのエリア内でエネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの利用、避難所となる緑地の創出するような計画とするほか、（中略）震災対応マンションとすることも重要と考えられる。こうした環境面や防災面に一層の配慮を加え、質の高いまちづくりに寄与するようなマンション建替えを誘導できる都市計画制度、これを推進する事業手法、普及促進する補助制度が考えられねばならない」と。（「マンション建替え」P. 26～27 日本評論社より）同意である！

1. 住宅政策の転換へ 住宅基本条例の改正を

問 住宅基本条例の前文また目的には、「すべての区民が人間として尊重される地域社会を築くことを宣言」し、それは「安全な住環境」であり、「良質な住宅の確保」であることが明記された。住宅政策の基本だ。具体的な推進策についてはその時の住宅事情に応じて改正されてきた。条例を制定した当初は「都心居住の推進」を掲げた量の拡大にあった。その後、平成27年には人口回復を果たしたことから質の重視へと転換が図られる。「良質な住宅の供給」である。そして現在は、新たにマンションの建替え、再生が大きな課題となっており、さらなる条例の改正が必要だ。つまり、良質な住宅の供給と合わせマンションの再生にも重きを置くことであり、供給一辺倒からの転換だ。そこで、マンションの再生をもう一つの柱とすべく住宅基本条例の改正を提案する。所見は。

答 〈環境まちづくり部長答弁〉
住宅基本条例の改正については、今後10年、20年先に多くのマンションが再生期に移行することから、マンションの再生に重きを置く内容に条例を改正する必要があると認識しており、今後検討していく。

老朽化マンションの建替え促進へ 区としての支援と関与は

2. 旧耐震マンションを要支援 マンションとして支援を!

問 旧耐震の老朽化マンションに対しては、その状況を個々早急に把握すべきである。耐震補強もできず、建替えもできない状況をそのままにしては、地震が発生した際、倒壊によりマンション住民は勿論、地域住民の命に関わるからだ。そこで、1981年以前に建てられた旧耐震のマンションを「要支援マンション」として指定し、管理状況などを届けてもらいきちんと把握できるようにしてはどうか。必要な支援を的確に行うためである。所見は。

答 〈環境まちづくり部長答弁〉
今年度施行された都のマンション適正管理条例により、1983年以前に建築されたマンションの管理組合は、区に管理状況を届ける義務ができた。届出の内容には耐震化の状況もあり、耐震化助成制度や建て替えへの支援制度について丁寧に説明していく。

3. 要除却マンションと認定 されたマンションに限って 区が関与できる仕組みを!

問 私有財産であるマンションへの公的関与のあり方である。義務化や強制力を伴う関与は慎重かつ最小限であるべき。そこで、要除却の認定をうけたマンションに限って、区として調査、指導、勧告、公表ができるよう条例の制定も含め仕組みを作ることを提案する。所見は。

答 〈環境まちづくり部長答弁〉
現行法では除却の指導、指示までは可能だが、建て替え事業への誘導はできない。このため、今後もまちみらい千代田と連携し、アドバイザー派遣などにより建て替えを支援していく。

参考②

マンションの建替え円滑化法

円滑化法とは「マンション建替えは、私人の私有財産に関するものであるから本来法が口を出すべき分野でなく私的自治に任せるべき分野である。しかし、マンションの老朽化は社会問題になりつつある上に、私的な権利関係も建替えとなると複雑で錯綜しスムーズに進まないおそれがある。(中略)そこで、円滑化法は、円滑化とは別に建替えを行うべきことを勧告する制度を設けている。すなわち建替えの促進である。ただし、それはあくまで「勧告」であり、建替えの義務を生ずる命令ではない。円滑化法の「円滑化等」の「等」とはこの「促進」のことであり、円滑化法は結局建替えの「円滑化」と「促進」を目的とする法である」(「マンションの建替え成功マニュアル」P.70 芥川基著より)と。促進への一歩へ。



ちょっと教えて



百条調査権の委任の賛否に なぜかわらなかったのか

- 1. 百条調査権の行使は慎重であるべき
- 2. 石川区長自らが説明責任を果たすべき
- 3. 今は、新型コロナ対策に集中すべき

本年3月11日の本会議にて百条調査権を企画総務委員会へ委任する議案に、私たち公明党議員団は議場を退出し賛否に加わりませんでした。その理由は上記の3点が私たちの立場であるからです。

百条調査権の行使はなぜ慎重であらねばならないのか、「議員必携」に明確に書かれています。「強制力を伴う強力な権限であることからその発動に当たっては、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることがないように慎重を期すべきである。運用に当たっては、①議員個人の特権ではなく、議会の権限であること。②この権限を発動するに当たっては、特別の強権発動であるから、質疑、質問、資料の要求、検査権、監査請求の行使等の手段を十分に尽くした上で判断すべきであること。③個人の基本的な人権やプライバシーの属する事項については、特段の慎重な配慮をすること。④議会の調査権は、犯罪捜査や検察機関の捜査とは異質のものであることを十分留意すること」と。(下線は大串)

編集後記

老朽化した分譲マンションの建替えをどう進めるのかという大きな課題があります。現在の区分所有法やマンション円滑化法だけでは限界があります。区の支援と関与が

朗報



乳幼児のワクチン接種 公費助成が拡充!



健康推進課長から説明を受ける

千代田区は4月から子どもの健康を守るため、おたふくかぜワクチンの2回目接種とロタウイルスワクチン接種費用の全額助成を開始しました。おたふくかぜワクチンは、これまでの1回のみのお助成から2回目も対象となりました。ロタウイルスワクチンは現在2種類ありますが両方とも無償で受けられるようになり、朗報となりました！昨年6月、「乳幼児のワクチン接種費の負担が重い。公費助成を拡充してほしい」との相談を受け、公明党議員団として石川雅己区長にロタウイルスワクチンやおたふくかぜワクチンの2回目接種などへの公費助成を内容とする「子どもの命と健康を守るための緊急要望」を行いこの度実現しました。ご相談いただいた皆様に感謝申し上げます！

必要です。早急にその仕組みをつくらねばなりません。今回の質問の録画は右のQRコードにて見ることができます。

大串ひろやす

